

ユーザー様 各位

2018 (平成 30) 年 11 月更新
株式会社オーテック環境
計測機器本部 営業部
(辰巳工場内)
TEL 03-3522-7211
FAX 03-3522-7210

密封線源 (R I 計器) に関する改正法令についてのご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の国による改正法令について これまでもご案内して参りましたが 一部のユーザー様や販売店様には十分なご案内が出来ずにご不便をお掛けしており恐縮に存じます。そこでこの度下記の通り再度ご案内致しますので、本書ならびに原子力規制委員会のホームページ (<http://www.nsr.go.jp/>) をご参考の上、ご理解とご協力を賜ります様 宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

“放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律”の改正が平成17年6月1日に施行され、平成19年3月31日迄、経過期間が設けられました。経過期間中は線源の廃棄を除いては今まで通りのご利用、お取扱いができました。この経過期間中に弊社(メーカー)は、国の定める設計認証を取得し、経過期間後もユーザー様のご負担の軽減に努めて参りました。以下、この度の改正法令の概要をご案内申し上げます。

1 放射性同位元素の定義数量の変更

R I 計器で使用する放射性同位元素は、コバルト-60 が 2.59MB q (メガベクレルと呼びます)、カルセウム-252 が 1.11MB q で 合計 3.7MB q ですので前法令では放射性同位元素とは見なされず使用の届出や資格は要りませんでした。しかし、今回の改正法令ではコバルト-60 は 100KB q、カルセウム-252 は、10KB q を超えると放射性同位元素の扱いとなりましたので、R I 計器で使用する放射線源も放射性同位元素の対象となります。

2 ユーザー様の使用について

弊社メーカーが設計認証を取得致しましたのでユーザー様に放射線取扱主任者資格は不要です。但し、使用開始後、30日以内に「表示付認証機器使用届」を また、使用終了後、30日以内に「表示付認証機器廃止及び廃止措置計画届」・「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」を国(原子力規制委員会)に提出する義務があります。

3 線源棒の廃棄処分

放射性同位元素を封入した線源棒の処分は所有者様よりメーカーに引渡し頂くことが法令上の義務となります。ユーザー様、販売店様は産業廃棄物として処分せず、必ず弊社に引渡し下さい。

4 線源棒の盗難・紛失届

線源棒の盗難・紛失など所在不明が生じた場合、これまでは届出の義務はありませんでしたが、改正後は放射性同位元素扱いになる為、原子力規制委員会ならびに警察官への報告、届出が義務づけられました。現在、弊社としましてもこのような事態にならぬよう「線源棒の紛失防止機能」を開発し、既に搭載しておりますが、ユーザー様におかれましても線源棒の所在・管理状況のより一層の把握をお願い申し上げます。

5 R I 計器の運搬

線源棒を事業所外で移動させる際、設計認証基準を満足した容器で運搬することが義務づけられました。弊社は、法令対象機にその基準を満たした「線源棒運搬 兼 保管容器」をご用意しております。

また、国より安全かつ確実な放射性輸送物の運送を徹底するよう、関係者宛に通知が出され、弊社では、平成21年1月より西武運輸(株)(現在のセイノースーパーエクスプレス(株))に運送委託しております。

6 その他

弊社メーカーが平成19年3月末日迄にR I計器の設計認証を取得し、4月1日以降 新たにR I計器を製造又は線源交換したものを賃貸または販売する場合、新法令が適用されます。逆に言いますと平成19年3月31日以前に製造又は線源交換が済んでいる計器については有効期限の32ヶ月間は新法令の適用外です。(平成19年3月31日に製造又は線源交換した計器の有効期限は、平成21年11月30日です。)現在では、平成21年11月30日を経過しておりますのですべて新法令適用です。

新規購入の場合やユーザー様所有機の線源交換の場合は、新法令が即適用されます。

平成19年4月以降に製造又は線源交換した「表示付認証機器」には、下記の表示が計器に貼ってあります。



以上の件につき何かご質問事項がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

弊社 計測機器本部 辰巳工場 TEL03-3522-7211 FAX03-3522-7210
(月～金曜日 AM9時～PM5時まで受付 土日祝は休み)

以上の通りご案内申し上げます。

ユーザー様 各位

株式会社オーテック環境

表示付認証機器(RI計器)の届出書類について

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社のRI計器をご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年4月以降に製造または、線源交換したRI計器は、表示付認証機器扱いとなり、使用に際しては原子力規制委員会への届出が義務づけられております。

下記の事項及び別紙のフローチャート・届出記入例を御参照下さい。

敬具

記

1. 使用を開始した場合の届出

「表示付認証機器使用/使用変更届」を使用届として提出。

2. 廃止（使用が終了）した場合の届出

「表示付認証機器使用廃止及び廃止計画措置届」と「許可の取消し、使用の廃止に伴う措置の報告書」に「受領書」（特にレンタルの場合、返却先が表示付認証機器を受取ったという書面）を添付して提出。（以下廃止届等という）

3. 届出関係書類の送付先

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制委員会 原子力規制庁 放射線規制部門 宛

電話番号 03-3581-3352

※ 郵送で申請・届出をされる場合には封筒に業務区分「建設業」を朱書き願います。

4. 注意事項

①使用届 及び 廃止届等は使用開始（廃止）日より30日以内にご提出下さい。

短期使用の場合にも届出義務があります。その場合、使用届の写しの整理番号欄にある「届出番号」を廃止届に記入する必要があるため、使用届を提出後 原子力規制委員会より整理番号の通知（使用届の写し）が届いてから廃止届等をご提出下さい。

廃止届等の提出は、使用中の表示付認証機器が0台になった際に提出します。

2台使用中が1台になった場合や1台使用中が2台になった場合等の台数の変更は、使用変更届の提出となります。

②届出書類は、原本のみ可（コピーは不可）。

③届出書類の冒頭の氏名は、代表者（法人の場合は代表取締役）に限ります。但し、代理人とした場合は代表者の委任状（コピーは不可）を添付すれば認められます。

尚、委任状の原本を使用の届出時に提出し、台数変更の変更届時や台数が1台から0台に変更になる（廃止の届出）時は使用の届出時に提出した委任状のコピーでも可能です。（代理人や使用現場が変わり改めて使用の届出をする場合や廃止後、再使用となったときの使用の届出の場合の委任状は原本に限ります。）

④ユーザー様所有機をご使用の場合は、現場に限らず、本社や支店、機材センター等の現場を管理している事業所（現場使用のないときに保管している部署等）にて届出管理することが可能です。特に複数台所有されているユーザー様は、現場ごとではなく、一事業所で所有台数分を一回の届出で済むので便利です。

以上

ユーザー様各位

令和4年2月10日

株式会社オーテック環境

届出様式のダウンロードについて

日頃より弊社製R I計器（E T L - 1 0シリーズ）をご利用いただきありがとうございます。
うございます。

弊社ホームページ「オーテック環境」を検索頂き、「ホーム」のページの右上の
リンクをクリックして原子力規制委員会の提出先及び相談窓口を開き、
様式ダウンロードの手続様式〔令和3年1月1日施行の様式〕をクリックして
以下の様式を取り込んでください。

別記様式第4 「表示付認証機器使用/使用変更届」

別記様式第36 「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」

別記様式第37 「表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届」

【提出先】〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房放射線規制部門

TEL 03-3581-3352

封筒に朱書きで、業務区分「**建設業**」とご記入をお願いします。

よろしく願いいたします。

年 月 日

委任状

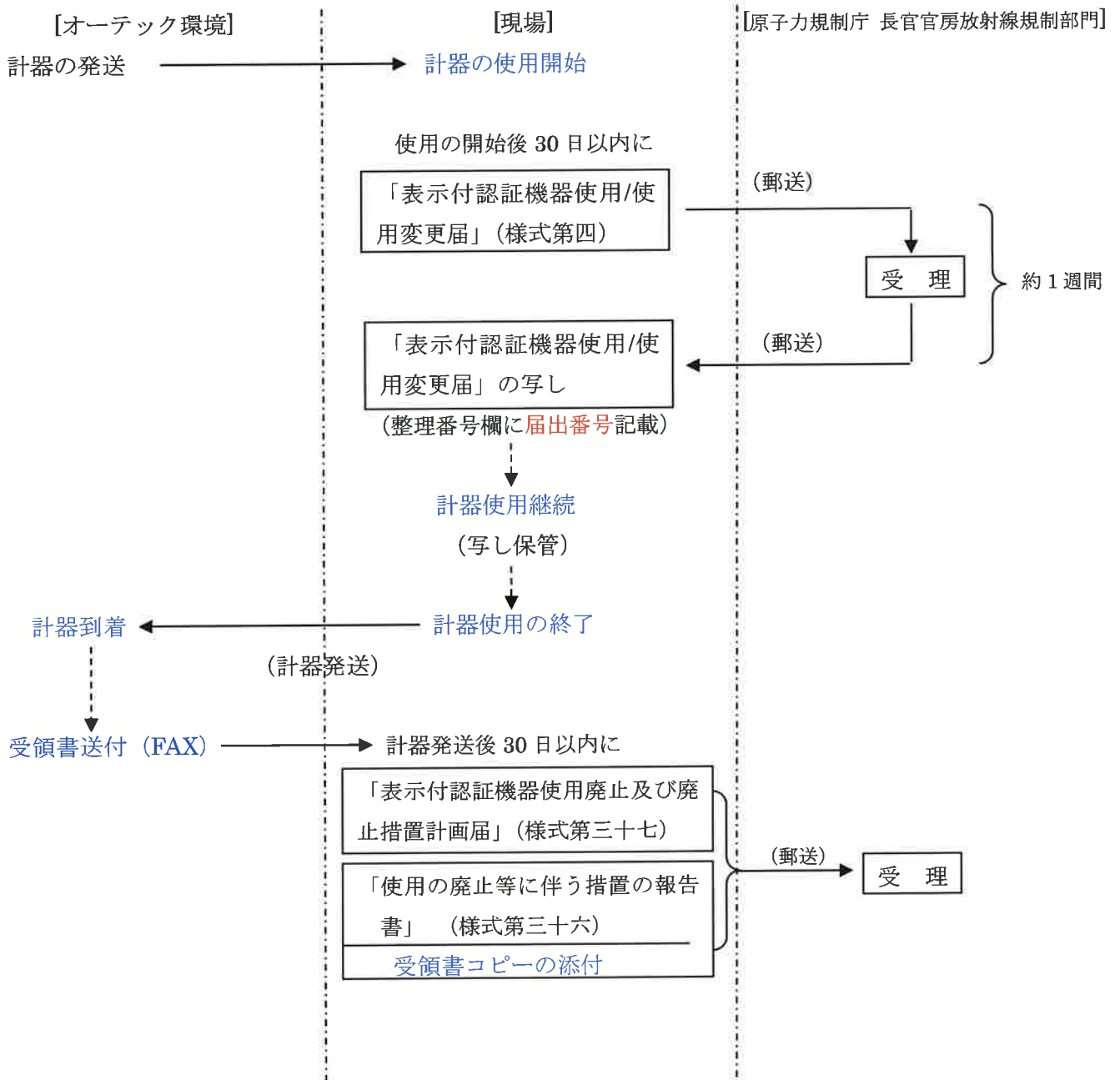
代理人	住 所	
	名 称	
	氏 名	

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

1. 表示付認証機器使用・使用変更届に関する一切の権限
2. 表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届に関する一切の権限
3. 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書に関する一切の権限

委任者	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	

《 レンタルの場合の届出フローチャート 》



【備考】

使用する計器が、ユーザー様所有機でなく 弊社レンタル機の場合は、使用及び廃止の届出を使用現場にて提出頂くのが原則です。

但し、ユーザー様所有機を既に使用（使用届も提出）していて、その後、レンタル機を追加使用する場合は、「表示付認証機器使用/使用変更届」（様式第四）を使用変更届としてご提出下さい。

記入例

表示付認証機器 使用届

~~使用変更~~

使用開始日から30日以内

年 月 日

原子力規制委員会

代理人にする場合は、代表者の委任状を添付

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

押印は省略可 (注2)

放射性同位元素等の規制に関する法律第3条の3 ~~第2項~~ 第1項の規定により表示付認証機器の使用 ~~使用に係る届出事項の変更~~ を届け出ます。

会社名 (JVの場合は、RI計器の使用担当者の所属会社名)

社長名

郵便番号 ()

都道府県

本社

法第3条の3第1項の届出をした年月日 (注3)

年 月 日

変更届を提出する場合のみ、使用届を受理された日と整理番号を記入。

名称

現場名

工場又は事業所

所在地

郵便番号 ()

都道府県

現場住所

連絡員の氏名 (注4)

現場代理人または、RI計器担当者

所属部課名 ()
電話番号 ()
FAX番号 ()

表示付認証機器の認証番号、名称及び台数 (注5)

届出の内容 (注6)

使用 (新規) ・変更 ・変更なし

使用 (新規) ・変更 ・変更なし

使用 (新規) ・変更 ・変更なし

使用 (新規) ・変更 ・変更なし

使用の開始の日又は変更した日 (注7)

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

認証番号

セ 0 3 9

名称

水分密度計 ETL-10 型
用線源棒

台数 (注8)

1 台

使用の目的

土木工事の盛土管理

使用の方法

計器本体に装着された線源棒を土中に挿入して計測する。

氏名等の変更 (注9)

変更前

変更後

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。
- 3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「表示付認証機器の認証番号、名称及び台数」 全ての表示付認証機器について、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに記載すること。
- 6 「届出の内容」 該当するものを丸で囲むこと。
- 7 「使用の開始の日又は変更した日」 新規に使用する場合は当該使用の開始日を、変更の場合は変更日をそれぞれ記載し、変更がない場合は空欄とすること。
- 8 「台数」 変更の場合は、変更前及び変更後の台数について記載すること。
- 9 「氏名等の変更」 氏名若しくは名称、住所（工場又は事業所の名称又は所在地を含む。）又は法人にあつてはその代表者の氏名の変更について記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 この届書の提出部数は、1通とすること。

記入例

許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書

使用廃止(終了)日から30日以内

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

代理人にする場合は、代表者の委任状を添付

押印は省略可

放射性同位元素等の規制に関する法律第28条第5項の規定により許可の取消し、使用の廃止等に伴い講じた措置を報告します。

報告をする者	氏名又は名称	会社名(JVの場合は、RI計器の使用担当者の所属会社名)
	法人にあつては、その代表者の氏名	社長名
	住所	郵便番号() 都道府県 本社
許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日(注2)		年 月 日 届第〇-〇〇〇〇 原子力規制委員会から返送された使用届の写しに押印された日付と整理番号欄に記載された届出番号
工場又は事業所 販売所 賃貸事業所 廃棄事業所 (注3)	名称	現場名
	所在地	郵便番号() 都道府県 現場住所
	連絡員の氏名(注4)	現場代理人または、RI計器担当者 所属部課名() 電話番号() FAX番号()
廃止した放射線施設の名称		
取消し、廃止 の年月日 死亡、解散、分割		年 月 日 廃止届の廃止日
取消し、廃止 の際に所有 死亡、解散、分割 放射性同位元素の種類及び数量(注5)		レンタルの場合は、製造業者へ返却 ユーザー様 所有機の場合は、機材センターに送付等送付先を
放射性同位元素に関する措置(注6)		年 月 日 (株)オーテック環境 辰巳工場(届第6-3327)へ送付
放射性汚染物に関する措置(注7)		表示付認証機器を認証条件に従い使用したため、放射性同位元素によつて汚染された物は発生していない
廃止措置中に監督を行つた者の氏名並びに免状の種類及び番号(注8)		
被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置(注9)		

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項の届出をした年月日、法第3条の3第1項の届出をした年月日又は法第4条第1項の届出をした年月日」 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第4条第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- 3 「工場又は事業所
販売所
賃貸事業所
廃棄事業所」 販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者にあつては、事務上の連絡先を記載するとともに、販売所又は賃貸事業所について別記様式第5の該当する部分により記載した別紙を添えること。
- 4 「連絡員の氏名」 F A X番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 5 「取消し、廃止、死亡、解散、分割の際に所有する放射性同位元素の種類及び数量」 表示付認証機器については、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、認証番号及び台数を記載すること。
- 6 「放射性同位元素に関する措置」 措置を講じた年月日、場所、方法等を記載すること。
- 7 「放射性汚染物に関する措置」 注6の例により記載すること。ただし、表示付認証機器を認証条件に従い使用したため、放射性同位元素によつて汚染された物が発生していないと考えられる場合には、その旨を記載すること。
- 8 「廃止措置中に監督を行つた者の氏名並びに免状の種類及び番号」 免状の種類については、第1種放射線取扱主任者免状、第2種放射線取扱主任者免状、第2種放射線取扱主任者免状（一般）、第2種放射線取扱主任者免状（放射性同位元素装備機器名）若しくは第3種放射線取扱主任者免状の別又は医師、歯科医師若しくは薬剤師の別を記載し、免状の番号については、医師、歯科医師又は薬剤師の場合には、その免許証番号を記載すること。また、第26条第1項第8号ロに該当する場合にあつては、その者の有する知識及び経験について記載すること。なお、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、記載は不要である。
- 9 「被ばく及び健康診断の結果の記録に関する措置」 引渡しを行つた年月日及び引渡し先を記載すること。なお、販売廃止等業者、賃貸廃止等業者又は表示付認証機器廃止等使用者にあつては、記載は不要である。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 この報告書の提出部数は、正本1通及び副本2通とすること。ただし、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、1通とすること。
- 3 この報告書には、第26条第6項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。ただし、表示付認証機器廃止等使用者にあつては、第26条の2第4項に規定する書類を添えること。

記入例

表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届

使用廃止(終了)日から30日以内

年 月 日

原子力規制委員会 殿

代理人にする場合は、代表者の委任状を添付

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

押印は省略可

(注2)

放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第1項及び第28条第2項の規定により表示付認証機器の使用の廃止及び廃止措置計画を届け出ます。

氏名又は名称	会社名 (JVの場合は、RI計器の使用担当者の所属会社名)		
法人にあつては、その代表者の氏名	社長名		
住所	郵便番号 ()	都道府県	本社
法第3条の3第1項の届出をした年月日 (注3)	年 月 日	届第〇-〇〇〇〇	
工場又は事業所	名称	現場名	
	所在地	郵便番号 ()	都道府県
	連絡員の氏名 (注4)	現場住所	現場代理人又は、RI計器担当者
使用を廃止した表示付認証機器の認証番号、名称及び台数	認証番号	名称	台数
	セ 0 3 9	水分密度計 ETL-10型用線源棒	1 台
使用廃止年月日	年 月 日	使用届出の時と同じ台	
使用を廃止した理由	盛土管理が終了したため		
廃止措置計画 (注5)	年 月 日 (株)オーテック環境辰巳工場 (届第6-3327) へ返還済		

原子力規制委員会から返送された使用届の写しに押印された受理印の日付と整理番号欄に記載された届出番号

レンタル終了日又は使用の終了日

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

注2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。

注3 「法第3条の3第1項の届出をした年月日」 法第3条の3第1項の届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。

注4 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

注5 「廃止措置計画」 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法及び計画期間を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考2 この届書の提出部数は、1通とすること。

表示付認証機器
受領書

ご使用者

ユーザー様名

御中

(現場名)

受取人

〒135-0053 東京都江東区辰巳3-20-24

㈱オーテック環境 辰巳工場
(旧㈱チュートク)
(届第6-3327号)

年 月 日 下記物品確かに受領いたしました。

品 名 : RI計器 (水分密度計ETL-10型用線源棒)

数 量 : 1 台

認証番号 : セ 039

製造番号 : ○○○○

装備するRI : Co-60 2.59MBq × 1

Cf-252 1.11MBq × 1

受領印

